

第百四十七回国会
衆議院
外務委員会議録第三号

平成十二年三月二十四日(金曜日)
午後零時五十分開議

出席委員

委員長 井奥 貞雄君
理事 伊藤 公介君 理事 河野 太郎君
理事 鈴木 宗男君 理事 森山 眞弓君
理事 玄葉光一郎君 理事 藤田 幸久君
理事 赤松 正雄君 理事 二見 伸明君
理事 飯島 忠義君 理事 小川 元君
理事 嘉数 知賢君 理事 川崎 二郎君
理事 木村 勉君 理事 阪上 善秀君
理事 櫻内 義雄君 理事 下地 幹郎君
理事 戸井田 徹君 理事 山口 泰明君
理事 渡辺 博道君 理事 伊藤 英成君
理事 上原 康助君 理事 川内 博史君
理事 河合 正智君 理事 丸谷 佳織君
理事 東 祥三君 理事 井上 一成君
理事 古堅 実吉君 理事 松本 善明君
理事 伊藤 茂君

外務大臣 河野 洋平君
外務政務次官 東 祥三君
政府参考人 町田 幸雄君
(法務省入国管理局長) 黒川 祐次君
外務委員会専門員

委員の異動
三月二十四日

辞任 補欠選任
山中 燐子君 渡辺 博道君
坂口 力君 河合 正智君
同日
辞任 補欠選任
渡辺 博道君 山中 燐子君

河合 正智君 坂口 力君

三月二十三日

沖繩サミットにおいてクローン技術の活用諸問題を議題とすることに關する諸願(平沢勝榮君紹介)(第六八四号)
は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

政府参考人出頭要求に關する件
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)

○井奥委員長 これより會議を開きます。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に關する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。
この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として、委員藤田幸久君の質疑に際し、法務省入国管理局長町田幸雄君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○井奥委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○井奥委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。藤田幸久君。

○藤田(幸)委員 外務大臣におかれましては、沖縄北方特別委員会、外務委員会、そしてまた北方委員会にお戻りという、大変お忙しい中、ありがとうございます。ちょうど正午になりましたので、

で、ちよつと失礼になる質問かもしれませんが、単刀直入にお伺いしたいと思います。

人事等昇任制度に關することでございますが、今回、政府委員制度の廃止に伴ひまして、大要経験の深い東祥三、それから山本一太両政務次官をお抱えになつておりますが、例えば、東政務次官あるいは山本政務次官を、アメリカ大使とかドイツ大使とか中国大使、この両政務次官が議員である間、あるいは何らかの事情で議員がおやめになつた後、そういうポストに、大要外交経験の豊かな方でございませうけれども、任命をされるおつもりがないか、河野外務大臣に、済みません、東次官の前で恐縮ですが、お答えをいただきたいと思ひます。

○河野國務大臣 私は、かねてから、国会議員経験者が大使になるといふことがあつてもちつともおかしくないといふふうに思つておりました。ただ、恐らく議員の頭の中には、アメリカでは随分そういうことがあるではないかと、日本でも、マンスフィールド大使がおられましたし、またモンデール大使もそうでございました。そういうことを考えれば、日本でもそういう人がいてもおかしくないではないかといふことが議員の頭の中にあるいはおありかと思ひます。

ただ、いわゆるポリテイカルポインティイの制度というものは、そういう一般的な制度ではない。アメリカは非常にこれを積極的にやつておられますけれども、世界的に見ますと、こういうことをやつてゐる国はそう多くはないのでございます。いや、よそでやつていないから日本もやらないといふほど私は内向きではないつもりでございますが、それは、その国の社会の仕組みというものが、やはり影響している。つまり、大使で出ていかれて、では何年大使を務めるか、それで、務め終わつて戻つてきて、行く先はあるかといふことなど

を考えますと、なかなか東政務次官も、今からそれじや数年間行つてきましようといふお気持ちになられるかどうか。まだ聞いたことはありませんけれども、これはそれなりにいろいろ、つまり、社会制度、社会の仕組み自体とも相照をしなければならぬことなのだろうといふふうに思つております。

それで、少しいろいろなことを申し上げて申しわけありませんが、私ども外務省としては、民間から大使を登用する、あるいは他の役所から大使になる、そういうことはできるだけやたらいいといふふうには思つておらずして、御承知のとおり、今プロ野球のコミッショナーでございますが、高原須美子さんにも大使をお務めいただきましたし、例えば文部省の遠山さんにも大使をお願いしたこともございます。現在でも、純粹の民間からの大使もたしか二人おられると思ひます。他省庁から大使になられてゐる方もまた何人かおられるといふことで、私は、その点は柔軟なつもりでございます。

固有名詞を挙げてのお尋ねでございますが、これはちよつと、御本人のお考えもございませうから、この際ここで申し上げることは控えさせていただきますが、そういう気持ちでございませう。

○藤田(幸)委員 確かにアメリカの仕組みといふことは一つ要因にあると思ひます。ただ、私はちよつと認識を変えていただきたいと思つておりますのは、例えば、フランスの国境なき医師団の代表を務められたクシュネルさんが閣僚になられて、現在は国連のソボの暫定統治機構の代表をされておられる。この間日本にいらつしやつた。それから、アラファトPLO議長とラビンさんの仲介をしたラウセンというノルウェーのもととはシンクタンクの方がノルウェー政府の顧問にな

つて、それから国連の事務次長になつてゐる。それから、オーストラリアも、外務省の方で調べておられませんか、かなり議員の方も実は大使になつておられる。

ですから、それぞれの国の人事の仕組み以上にこういう方々が実は政府あるいは国際機関の要職を占めて外交の多元化に役立っているという理由を考えてみますと、一つは、冷戦時代と違ひまして外交の柱の中に違つた状況が出てきている。例えばクシネルさんの場合とか、あるいは緒方貞子さんでも結構ですが、やはり人道主義ということが、人道性ということが一つの外交のフアクターになつてきたので人道の専門家が出てきている。それから、ラーセン氏の場合には予防外交という、ある意味ではオフィシャルなチャンネルではどうも手足が縛られてしまふ、むしろ手足が自由なNGOの方が出てこられてゐる。それから、例えばもう一つ、イギリスはポリティカルアポインティーがないというふうにおっしゃいますが、香港総督パッチンさんは、これは私は大変な政治的任用だつたと思ひます。

ですから、国の人事体系の仕組みというよりも、例えば人道性の問題、予防外交の面、それから香港の場合には、極めて政治的意図が必要な場合にはこういうアポイントメントがあつた。そういう意味からしますと、先ほど外務省の考え方を述べられましたけれども、そういう従来の考え方を越えた外交の選択肢を広げる、つまり、他省庁から人をふやせばいいという発想ではなくて、こういう任地に、あるいはこういう任務に対してはこういう人が必要だ、たまたまそれが議員であるかもしれないという発想に転換をしていただきたい。

そのことといわゆる昇進制度、今ほかの、防衛庁あるいは警察庁も含めてございますけれども、例えば年次逆転をするのかどうか、それから専門知識等についても生かした人事制度にする、そういったことの延長上に、ではどういった方を大使、公使に任命するかというふうに積み上げるも

のではないかとこのように思つております。そういう私なりの見解を申し上げましたが、それについて外務大臣の考えをいただければ幸いです。

○河野國務大臣 人事というのはやはり相当慎重に考える必要もあると思ひます。確かに、議員御指摘のように、どういう問題が今重要な問題か、あるいはこの任地にはどういふタイプの人がふさわしいかということをよく考えるということが重要だと思ひますが、一方で、その任に当たる方がそれだけの外交的な知識、あるいは一定の経験というものがまた必要ではないかというふうにも思つてゐるわけでございませう。

先ほど申し上げましたように、私は決して外務官僚だけが大使として適性があるというふうに思つてゐるわけではございませう。つまり、適材適所ということが一番大事なのであつて、いかに適材を探し、そして適所にそれを配置するかということを考えるということに人事の重点が置かれなければならないというふうに思つております。○藤田(幸)委員 大分懇切なお答えをいただいておりますので、ちよつと質問を一つはしりまして、在外公館の問題について移つてまいりたいと思ひます。

ことしの二月でございませうけれども、根室にロシア人の船員が入港してきた。これは不法上陸ということと逮捕されたわけですが、結局、入国管理局の方では強制退去処分を見送つてしまつた。というのは、不法上陸ということをしてしまつた北方領土が日本の固有の領土でないということとを認めることになつてしまふのでということになつたようでございませうけれども。

いろいろ法律関係を見ても、関税法とか検疫法というのは例外規定のようなものがある。つまり、北方領土は日本に属する島から当分の間除外するというふうにしておるようでございませう。ところが、入管法に言へばそういった例外規定を持たない、したがって、結局不法上陸であつたけれども処分保留で釈放してしまつたと

いうことでございませうけれども、なぜ入管法だけが除外規定がないのか、その点についてお伺いしたいと思ひます。

○町田政府参考人 お答えいたします。

御質問のもとになつた新聞記事がございませうが、ここに書いてあるいろいろな見解等につきましては、私どもの見解を反映しているものではないと、この記事を書いた方の主観的な考え方あるいは感想、そういったものを報道したものと私は理解いたしております。

入管法のもとにおきましても、委員御指摘のような例外規定といひましようか、そういったものがない状態でありましても、一般論をいたしましては、入管法において、本邦に上陸しようとする外国人は原則として有効な旅券及び査証、乗員であれば有効な乗員手帳を所持し、入国審査官による上陸手続を受ける必要がありまして、このように入管法の手続を経ないで我が国に上陸した外国人は退去強制手続の対象となるわけですが、

ところで、北方領土は我が国固有の領土でありまして、ロシアがこれらの島々を占拠してゐるという実情を踏まえまして、北方領土から北海道等に渡航しようとするロシア人船員につきましては、花咲港等において上陸の申請があつた時点で乗員上陸許可を与える取り扱ひをいたしてございまして、許可を受けずに上陸した者は退去強制手続の対象となると考えております。

したがひまして、そのような者に対しては退去強制手続をとるの原則でありまして、従前からそのようにしてゐるわけでありまして、その者が乗り組んでいた船舶の出港までの時間あるいはその者の態様等を総合的に判断しまして、事案によつては退去強制手続という手続をとらなくても、出国させることで足りる場合もありますので、そのような場合にはそのような措置をとつたものであります。

○藤田(幸)委員 確認しておきますが、つまり例外規定はないわけですか。

○町田政府参考人 例外規定はございませう。

○藤田(幸)委員 ということは、先ほどの手続を経ないで不法に上陸した場合に逮捕するということでしょうか。それから、そういう事例が今まであつたかどうか、お答えいただきたい。

○町田政府参考人 入管としては逮捕権限はない、司法権限を持つておりませんので、行政権限しかありませんので入管局が逮捕するということができないんですが、立派に入管法違反という刑事犯罪は成立いたしておりますので、権限がある当局であれば逮捕することができませう。

また、そのような事例があつたのかという御質問ですが、実際にございまして、何件かについて、現実に刑事処分をされた例もございませう。

○藤田(幸)委員 同じように、北方領土の現状についての関係する質問でございませうけれども、昨年、モスクワの連邦政府の方で、北方領土の国後島の地域をロシアの世界文化遺産としてユネスコに登録する準備をしてゐる。ところが一方で、そのユネスコに登録する準備をしてゐる地域において、金の採掘事業を州知事が認可をしてしまつた。それで、いろいろな環境団体等からその知事に対して非常に抗議が出てゐるということでございます。

これは我が国といひましても、そもそもそういう世界遺産に登録する準備をしてゐるということも我が国にとつては本当は芳しくないことではないかと、ましてや、その中に金の採掘事業を知事が認可してしまうということは非常にゆゆしい事態ではないかと思ひますが、この問題について、大臣、外務省の方として、日本政府としてどういふふうに対応されるつもりなのか、お答えをいただきたいと思ひます。

○河野國務大臣 世界遺産登録という話は新聞記事で承知してございませう。しかし、いづれにせよ、我が国としては、ロシアによる北方四島の不法占拠を前提とした行為を認めることは当然ながらできないわけではございませう。政府としては、北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結するこ

とが何よりも重要でございます。この問題に全力を挙げたいと思っております。

○藤田(幸)委員 全力を挙げておられるわけですが、一方で、例えばビザなし交流の関係をしてみたりとか、実態の中でできることをされている。そういう観点からしますと、例えばこの金の採掘事業を認める、それだけ世界遺産として大変有力なところを、ということであれば、そういう平和条約への努力を進める一方で、こういう具体的事例についてはやはり対応をしていく。つまり、これは国際的な団体も要請をしていることでございますので、そういった意味では、逆に言いますと、領土問題とは別の次元から日本が取り組める事例ではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○河野国務大臣 いずれにいたしましても、これがロシア政府の行為ということであれば、我々としては認めるわけにはいかないでございます。四島はあくまでもロシアによって不法占拠されているわけでございまして、その不法占拠されているものが行政行為を行っていき、それをこちらが認めるということは、我々としてはとらないのでございます。

○藤田(幸)委員 最後に、ちよつと時間がありますから、やはり人事制度等にかかわることについて一つ質問したいと思います。

昨年報道されたことですけれども、海外の日本人学校に派遣されている日本の先生方、いわゆる在外職員に関する手当というものが、例えばタンザニアに行っている校長先生の場合ですと、一番高いのですが、百八万円も海外の在勤手当が支給をされる。それから、ニューヨークの方ですと六十九万円とか、つまり、日本国内で生活する場合の平均二倍ぐらいの差は在勤手当が出ている。民間企業の場合の統計によると、大体国内にいるのに比べて一・六倍とかいう数字が出ておりますが、これは今こういう時世の中でも余り芳しくないことではないかと思えますけれども、それについてお答えをいただきたいと思います。

○河野国務大臣 在勤手当につきましては、民間で働かれる方々とのバランスということには、我々は意を用いているつもりでございます。それぞれの地域の民間の方々とも累次お話し合いをしておりまして、大体どのぐらいのレベルであるかということをお話として把握しながら決定するということを考えておりまして、今議員御指摘のように、タンザニアの場合には、やはり相当厳しい環境の中で仕事をなさるということもござい

ます。そうしたことを考え、さらには、民間企業の方々には、在勤手当以外にもいろいろな配慮がなされている部分もございまして、それらをお話し合いの中からよく我々として受けとめて、そしてやうくして在勤手当の決定に参考にしていくということもございまして、私自身は、そんなに大きな開きがあるというふうには聞いておりません。

○藤田(幸)委員 開きがございまして、これで質問は終わらせていただきます。ありがとうございます。

○井奥委員長 次に、松本善明君。

○松本(善)委員 今回の在外公館法の一部改正法案には、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の問題が含まれております。我が党は、昨年の人事院のマイナスイラストに反対をいたしました。在勤手当についても、この影響を若干受けるというところで問題がありますが、この法律は、サハリンスクの総領事館の新設など、我が国の外交活動上必要であると判断できる内容を中心とするものでありますので、法案には賛成するという考えでございます。

そこで聞きたいのは、サハリンに新しく総領事館を新設して業務上かかわることもあると思われ

ますので、北方四島周辺水域での漁船の操業問題について伺いたいと思います。御存じのように、我が党は、北千島まで含めて日本に返還をすべきだという考えでありますけれども、それはそれとしてこの問題を伺いたいのであります。この水域での操業を扱う九八年の日

資源の保存、合理的利用及び再生産のため、両国政府が協力するということになっております。

ところが今、ロシアのトロール船によるスケソウダラの乱獲が非常に深刻な問題になっていて、協定でもうたつておりますし、それから、今、人類的漁業資源についての資源保護というのは非常に重要な課題になっている。それを根こそぎとするようなトロール船漁業というものを、やはり国際的に規制するようにしなければならぬと思うのですが、その点について、外務大臣、どうお考えになっていらっしゃるか。

○河野国務大臣 海洋生物資源の保護は極めて重要な問題だというふうに私も認識をいたしております。そして今議員が御指摘の、北方四島周辺水域におきますロシアのトロール船による乱獲が、この貴重な海洋生物資源に大きな影響を与えているということもまた事実であると思えます。

ということになれば、これを取り締まるべきではないかという議員の御指摘はそのとおりでございますが、実態としては、議員も十分御承知のとおり、北方四島の周辺水域は日本の領海でありまして、現在北方四島はロシアによって不法占拠されているわけでございまして、現実の問題として、まことに残念ながら日本は、北方四島周辺水域においてロシア漁船の取り締まりを実施として行うことができない状況にございます。

したがって、我が国としては、このような状況を踏まえまして、ロシア側に対して北方四島周辺水域からのトロール船の退去を求める、そして漁業資源の保護の重要性を十分考慮するよう、これは、当該担当者あるいはもう少し高いレベルで話し合いによって先方にその旨を伝えていくというのが現状でございます。

○松本(善)委員 領土についての争いが両国の間にあるわけですから、直ちに切り縮まりというように言えませんが、外交交渉で、こういうのは世界の大勢にも反するわけですから、やはりきちっとやるような外交努力がなされるべきだ、もつともっと強

くなされるべきだというふうに思います。

さらに、同じような問題ですが、日本のスケソウダラ漁は刺し網によるものでありますが、これに使われる網だとかロープなど、漁具が壊されるという被害がこれまで深刻であります。日ロ双方の操業が行われる水域というのは協定に基づく安全水域とされているはずなんです。漁具を壊すなどという無法行為の禁止は、それはもう日ロそれぞれの行政による指導の範囲で徹底されなければならぬはずの問題であります。

トロール船をやめさせるとかあるいは日本のような刺し網にするとか、具体的な措置をとるよう

に、そして日本の漁民の安全操業が保障されるように、やはりロシアに提起をすべきだ、そのための外交交渉を直ちに始めるべきではないかと思

いますが、外務大臣はどのようにお考えでいら

いますか。○河野国務大臣 本年二月にイワノフ・ロシア外相が訪日をされまして、私もかなり長時間にわたってロシア外相との間で外相会談を行いました。が、そのときにも、私の方から、北方四島周辺水域操業枠組み協定に関して、ロシアのトロール船の操業により日本漁船に被害が生じている、この被害は非常に深刻だというふうに我々は受けとめている、このことは操業協定存続の危機でもあるという認識を持って再発防止に取り組んでほしいということをしっかりと外相には伝えてござい

ます。なお、刺し網の被害等についても、我が方から先方にこれもまた伝えてござい

ます。ロシア側は、日本側からのこうした話に十分耳を傾けて、そういう御指摘があったことを踏まえて適切な措置をとります、こういうことを述べて

おります。○松本(善)委員 公海上でも漁業資源を人類の共同の財産として保護をするということ、そして乱獲をしないということとはもう当然のことです、これからの各国の考えなければならぬ大きな問題でありますけれども、ここは本当に歯舞、色丹や国後のすぐそばですよ。そこでトロール船で根こそ

ぎとるか日本の刺し網が壊されるとか、そういうのはいつまでもいつまでもほっておくわけにいかないと思うんです。もつと強力に、断固たる外交姿勢を示さないと、北方領土の問題、千島の返還問題、きょうは時間ありませんからやりませんけれども、そんな弱腰外交ではだめだと思ふんです。やはり、日本の権益を本当に守るといふ観点からも、世界の漁業資源を守るといふ観点からも、今の日本の政府の態度は非常に弱腰で、それではだめだと思ふんです。強力な外交をやるように要求をいたします。

続けて、この協定の二条三では、操業や資源保護に関して、日本側だけが協力金や機材供与の名目で一方的にお金を支払うことになっていゝる。操業と資源保護の問題というのは双方に係る問題です。これは本当に国後とすぐそばですよ、地図を見ると、歯舞、色丹、すぐそばの問題です。これを日本だけが費用を負担するといふのはおかしいと思う。当然にロシアと平等に負担をするといふふうに変えなければならぬと思う。外務大臣、どうお考えですか。

○河野國務大臣 当然そうだと思います。

松本議員がおっしゃるように断固たる態度で臨めといふのは、どういう態度をすればいいのか、一遍教えていただきたいと思ふます。どういふうにやればそれは断固たる外交態度なのかといふことを具体的に教えていただければ、私も勉強したいと思ふます。私としては、日ロ外相会談でも我が方の主張というものをきちつと述べています。それで先方の答えを聞くという態度はとっているわけでごさいます。これ以上断固たる措置、断固たる態度で臨めという断固という態度はどういう態度なのか、一度教えていただきたいといふふうには私はまず申し上げておきたいと思ふます。

ただ、今議員が後段おっしゃった、ロシア側が少しも金を出さないのはおかしいではないかといふ御主張は、私もそのとおりだと思います。これも、我々としては、日ロ双方がきちんと、しかる

べき金も出し合い、知恵も出し合い、そしてお互いに協力し合つて生物資源保護をすべきものが当然だと思ふます。

当然だと思ふますが、なかなかその当然が現在の状況で通用しないという状況にあることを、私は甚だ遺憾だと言ふ以外にはありません。まことに残念ながら、現状ではそういう当然の理屈がなかなか通らないという状況にあることをぜひ御理解いただきたいと思ふます。

○松本(善)委員 これは、千島の返還にかかわるいわば論立ての問題にもかかわるので、ちよつと時間がかりますのできょうはできませんけれども、しかし、私どもが思っているのは、この交渉経過が国際正義の観点から見てもロシア側がおかしい、そのことが世界の世論やロシアの世論に対しても、やはりロシアの外交のやり方はおかしいやないかとわかるような、そういう外交をやらなといふけない、私はそういうことを申し上げたつもりでございます。

これはちよつとまだ時間がかかります。これ以上詳しくは時間的にできませんが、また改めて千島の問題でやりたいと思ふます。

問題は、この協定が九八年に結ばれたということとありますが、内容は、今申しましたように、政治的に非常に重要なものです。本来、国会審議にかけて当然のものであると思ふんです。そして、各党の議員の皆さんがこの問題についてどう考えるか、それがロシアにも影響していくと思ふんです。なぜこれを国会承認を求めなかったのか、お聞きしたいと思ふます。

○河野國務大臣 従来からの、国会承認を経るべき国際約束についての考え方は、その国際約束が法律事項を含む国際約束である、あるいは財政事項を含む国際約束である、あるいは、これらの事項を含まなくとも、我が国と相手国との間にあるいは国家間一般の基本的な関係を法的に規定するといふ意味において政治的に重要な国際約束である、それゆゑに発効のために批准が要件とされてゐる、この三つのカテゴリーのいずれかに該当す

るものを政府としては国会承認を得る、そういう統一見解を持つて臨んできているわけでございます。

四島周辺操業枠組み協定は、四島周辺水域における我が国漁船の操業の態様並びに生物資源の保存及び再生産等の態様を定める技術的かつ暫定的な性格のものであつて、また、法律事項も財政事項も含まれていないという判断をしたために、今申し上げました三つのカテゴリーのいずれにも入らないという判断をしているわけでございます。

したがつて、本協定については、憲法第七十三条二号に言う外交関係処理の一環として行政取り決めとして締結することにしたわけでございます。

○松本(善)委員 政府がそういう判断をしたといふことはわかりますけれども、大臣、どう思われますか。これだけ重大な、世界の資源保護という観点から見ても、我が国の利益という観点から見ても、これは政府だけで処理すべきものではないのではないかと、やはり国会にかけて各党の意見を聞き、そして世界の世論に訴えて解決をしていくという態度をとるべきではないかと。

私は、このロシア外交について抜本的な改善を要求したいと思ふますけれども、最後に大臣の決意といひますか、考えを聞きたいと思ふます。

○河野國務大臣 日ロ関係に横たわる領土問題を解決して一日も早く平和条約を締結する、これは長年にわたる我が国民の悲願であり、我が国政府の一貫した方針でございます。そのために、これから全力を挙げなければなりません。しかし、そのためには国民の理解あるいは協力というものが必要であるといふことは、松本議員がもしそういう意味でおっしゃっているとすれば、私は全く同感でございます。

しかし、両国の交渉といふことになると、これはどこまで透明度が上げられるかといふことになると、問題なしと思ふます。しかし、国民の理解と協力を得る、そういう観点に立つて、私どもとしては、日ロ関係にございます諸問題に

ついて、できる限り国民とともにこの問題解決に当たるといふ姿勢をとりたい、こう考えております。

○松本(善)委員 終わります。

○井奥委員長 次に、伊藤茂君。

○伊藤(茂)委員 このすぐ後、私どもの審議の案が本会議に緊急上程ということのようでございますので、一点だけ申し上げまして、大臣の御見解を伺うことにさせていただきますと思ふます。

なお、今提案されている法案の身につきましては、それぞれ適切なものと考えますし、また、給与についての若干の変更などあるわけでございますけれども、外務省、在外公館職員の皆さんのさらなる活発な活動を望みたいといふふうには思つております。賛成であります。

一つ伺いたいのは、在外公館のさまざまな活動の促進するための国会議員委員会というものをつくりまして、外務大臣も特別顧問に御就任をいただきます。なるべく幅広くみんなやっていきたいなといふふうには思つております。趣旨は、私から詳しく言うまでもないと思ふます。

今、訪日外国人は年間約四百万人程度、日本人の海外旅行者数は約千六百万、四分の一、一対四といふふうな構造になっております。また、これから先を考えますと、国際観光旅行の促進は平和へのパスポートといふのが書いてありましたが、これから二十一世紀は世界的に大交流時代を迎えるであろうといふふうには思ふます。

残念ながら、統計を見ますと、日本に外国の方が来られる数は世界で三十二位、アジア諸国の中でも第八位、そのほとんどがビジネスで東京、大阪あるいは京都などに来られる。関係の業界あるいは団体などの話を伺いましたら、いろいろアンケート調査をしてみますと、日本に魅力がないといふのが高い数字になるようであります。

依然としてフジヤマ、ゲイシャというイメージで見ているというのも多い。

やはりいろいろな意味での努力をしなければならぬと思いますし、日本に來られた外国人のアンケート調査がござりますが、それを見ましたら、訪日者の対日イメージ、一週來られた後伺いますと、日本は非常に親切で好感の持てるいい国だというのが第一位になっている。私は、もつと世界に誇り得る、そしてまたたくさんの皆さんと交流する国でありたい、何も世界第一位であるかどうかは別にして、やはりもつと改善をしていきたいというふうに思います。

在外公館、外務省の活動は大変ですけれども、特にこれを担当するのは政府では運輸省になるわけですから、私もちよつと担当させていただきましたが、また、私の先輩、後輩がおりますけれども、こういうことについて、やはりいい意味での世界の中の日本という状況をつくる、あるいは国際国家としてのいい日本をつくるという意味での御努力をやる必要があるのではないかと思います、いかがでございましょうか。

○河野国務大臣 知人に、日本から外国へ出る人は千六百万人いて、外国から日本を訪問する人は四百万人しかいないのだと言うと、なかなかすぐには信用してくれない、うそでしょうと言われるような数字だと私は思います。

日本を訪問される外国観光客の数が少ないのはそれなりのいろいろな理由がきつとあると思います。例えば、やはり旅費が高いとか、あるいは日本におけるホテル代、食事代その他が相当高いとか、そういったことも理由の一つとしてあると思うのです。しかし、もう一つは、別の角度で言えば、今伊藤議員がお話しになりましたように、日本がどういふ国であるか、日本にはどういふ魅力的なものが存在するかということをもつと親切に丁寧に広報する、教えるということの努力がもう少し必要なのではないかということも、また指摘を受けるところでございます。

現在、運輸省は、運輸大臣を初めとして、観光

客を倍増したか、しようとおっしゃって大変な力を入れておられる。そのためには、ひとつ運輸省と外務省はタイアップをしてやるうではないかということも言っておられるわけで、今、運輸省がウェルカムプラン21という政策を打ち上げまして、そして大変な努力をしておられる。外務省としてもできるだけ御協力をしようと考えておりますが、その御協力のまず第一は、在外公館がそれぞれ地域の日本の広報を徹底することということが大事だろうというふうに思っております。

現在、これはどこでもやっていることでございますけれども、ホームページなどを活用してこれを国際的にどこでもアクセスができる、それがしかも日本語ではなくて、英語でもフランス語でもスペイン語でもアクセスしてすぐに見ることができるといふような努力をしているわけでございまして、さらに一段とこの手の努力をしていかなければならぬだろうと思ひます。一度に手のひら返すようにというわけにはなかなかいかないと思ひますが、地道な努力を積み重ねてまいりたい、こう考えております。

○伊藤(茂)委員 ぜひ御努力をお願いしたいと思ひますし、また、議員交流などの面でも、みんないろいろなと研究して、できることはやったらというふうに思ひます。

特に、これはもう時間ですから答弁を求めませんが、サミットがございます。沖縄、九州、恐らく二千人を超える外国のマスコミの人などなどお見えになるんだと思ひます。沖縄は、基地の中の沖縄でない風景が展望できればいいなというふうにも思ひます。また、間もなくサッカーのワールドカップがございます。これは大変な人数の方が來られるというふうなことになるわけであります。幸いにして我が地元横浜が決勝戦の場というふうなことでございますが、やはり何かそういう大きな場をとらえて、これを契機にして、大臣のおっしゃったようないい変化が起きてくるということをしていただきたいと御要望申し上げます。質問を終わります。

○井奥委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○井奥委員長 これより討論に入るものであります。その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○井奥委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ぶ者あり〕

○井奥委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○井奥委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時五十一分散会

平成十二年四月三日印刷

平成十二年四月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K